

小浜市建設工事における週休 2 日実施要領

(港湾、空港、林野及び水産関係工事)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、小浜市が発注する港湾、空港、林野及び水産関係の建設工事において、建設業における働き方改革を推進するとともに、建設業の担い手の確保及び育成を図るため、週休 2 日の普及及び実現に向けた取組を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要領において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「完全週休 2 日工事」とは、原則として土曜日及び日曜日に現場閉所を行う工事をいう。
- (2)「週休 2 日工事」とは、土曜日及び日曜日に限定せず、毎週 2 日以上現場閉所を行う工事をいう。なお、悪天候のため現場閉所した日についても、現場閉所として取り扱うものとする。
- (3)「現場閉所」とは、現場事務所での事務作業を含め、1 日を通して現場及び現場事務所を閉所することをいう。ただし、巡回パトロール、保守点検その他の現場管理上必要な作業を行う場合は、この限りでない。
- (4)「対象期間」とは、工事に着手した日から工事完成日までの期間とする。ただし、工事着手日又は工事完成日が週の途中となる場合の取扱いについては、福井県が定める「週休 2 日制の達成基準〈運用〉」の最新版に準じるものとする。
- (5)「対象外の期間」とは、次に掲げる期間をいう。
 - ア 工場製作のみを行い、現場での作業を行っていない期間
 - イ 関係機関との調整、災害対応その他緊急的な対応が必要な期間
 - ウ その他、現場条件等により監督職員があらかじめ対象外と認めた期間
- (6)「工事期間」とは、対象期間から対象外の期間並びに準備及び後片付けの期間を除いた現場における稼働期間をいう。
- (7)「代替日」とは、達成基準上必要な現場閉所を行うことができなかった場合に、その不足する現場閉所日に代えて現場閉所を行う日をいう。

(対象工事)

- 第 3 条 小浜市が発注する港湾、空港、林野及び水産関係の建設工事は、原則として完全週休 2 日工事の対象とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工条件、完成期限、関連工事、周辺環境その他の現場条件により完全週休 2 日の実施が困難であると発注者が認める場合は、週休 2 日工事として発注することができる。
 - 3 次の各号に掲げる工事は、この要領の対象外とすることができる。

- (1) 災害等に伴う緊急性の高い工事
 - (2) 現場作業日数が5日以下となる工事
 - (3) その他、週休2日の実施が困難であると発注者が認める工事
- 4 前項第3号により対象外とする場合は、その理由を明確にするものとする。

(発注方式)

第4条 週休2日の発注方式は、「完全週休2日工事」又は「週休2日工事」とする。

- 2 発注方式は、原則として完全週休2日工事とする。ただし、第3条第2項に該当する場合は、週休2日工事として発注することができる。

(実施方法)

第5条 発注者は、入札公告及び設計図書に、完全週休2日工事又は週休2日工事の対象である旨を明記するものとする。

- 2 受注者は、契約後、発注者が指定する方法により、対象期間において現場閉所する旨を明記した施工計画書を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。
- 3 受注者は、週休2日の実施に当たっては、下請負人を含む関係者に対して、週休2日の趣旨及び必要な事項を周知するものとする。

(週休2日の達成基準)

第6条 完全週休2日工事は、工事期間において、原則として土曜日及び日曜日に現場閉所を行うことを基本とする。

- 2 週休2日工事は、工事期間において、土曜日及び日曜日に限定せず、毎週2日以上現場閉所を行うものとする。
- 3 完全週休2日又は週休2日の達成基準を判定する週の単位、工事着手日又は工事完成日が週の途中となる場合の取扱い、現場閉所の割合、代替日の設定その他達成基準の詳細については、福井県が定める「週休2日制の達成基準〈運用〉」の最新版に準じるものとする。
- 4 完全週休2日工事として発注された工事について、完全週休2日の達成基準を満たさず、週休2日の達成基準を満たした場合は、週休2日を達成したものとして取り扱う。この場合における補正及び設計変更については、第7条の規定によるものとする。

(積算、補正及び設計変更)

第7条 週休2日の実施に伴う労務費、機械経費、共通仮設費、現場管理費その他の経費の積算、補正及び設計変更については、港湾、空港、林野及び水産の各分野に適用される国、福井県その他関係機関が定める積算基準、週休2日工事に関する実施要領、補正係数表その他の関係基準に準じて取り扱うものとする。

- 2 補正の対象となる経費及び補正係数については、工事の分野及び工種に応じ、次の各号に掲げる関係基準等を確認し、適用するものとする。

(1) 港湾関係工事

港湾工事に適用される積算基準、週休2日工事に関する基準及び補正係数表

(2) 空港関係工事

空港工事に適用される積算基準、週休2日工事に関する基準及び補正係数表

(3) 林野関係工事

治山工事、林道工事その他林野関係工事に適用される積算基準、週休2日工事に関する基準及び補正係数表

(4) 水産関係工事

漁港、漁場その他水産関係工事に適用される積算基準、週休2日工事に関する基準及び補正係数表

- 3 補正の対象となる経費、補正係数、補正方法、補正を行う時期及び週休2日の達成状況に応じた設計変更については、前2項に規定する各分野の関係基準によるものとする。
- 4 発注時に指定した完全週休2日工事又は週休2日工事の発注方式と実際の達成状況が異なる場合の補正及び設計変更については、当該工事に適用される関係基準により取り扱うものとする。
- 5 前各項の規定によりがたい場合又は適用する基準等が明確でない場合は、発注者が国、福井県その他関係機関の基準等を確認し、その取扱いを決定するものとする。

(発注者及び受注者の責務)

第8条 発注者（監督職員）は、適切な工期設定を行うとともに、受注者の工程管理に支障を来さないよう、ワンデーレスポンスに努めるものとする。

- 2 発注者は、週休2日の実施に当たり、受注者に過度な負担を生じさせることのないよう、適切な施工条件の設定及び工程管理に努めるものとする。
- 3 発注者は、週休2日の実施状況を確認するとともに、必要に応じて受注者と工程等について協議するものとする。
- 4 受注者は、適切な工程管理を行い、週休2日の実施に努めるものとする。
- 5 受注者は、下請負人に対し、週休2日の取組に必要な事項について協力を求めるものとする。
- 6 受注者が、月報その他の提出資料に虚偽の記載を行う等、週休2日の実施状況について明らかに悪質な行為を行った場合には、「小浜市工事請負業者の指名停止等に関する要綱」に基づく措置等を行うことがある。

(工事成績評定)

第9条 週休2日の実施状況については、別に定める工事成績評定の基準に基づき、「工程管理」の評価対象項目により評価するものとする。

- 2 週休2日の実施に向け、受注者が適切な工程管理を行い、休日の確保に向けた積極的な取

組又は創意工夫を行った場合は、その取組内容に応じて、工事成績評定の「創意工夫」において評価することができるものとする。

- 3 前2項の評価方法及び評価項目については、別に定める工事成績評定の基準によるものとする。

（履行確認）

第10条 受注者は、週休2日の実施状況を記載した月報その他必要な資料を監督職員に提出し、履行状況の確認を受けるものとする。

- 2 監督職員は、前項の資料、施工計画書、工程表その他必要な資料により、福井県が定める週休2日の達成基準に準じて、週休2日の実施状況を確認するものとする。

- 3 週休2日の実施状況に疑義がある場合は、受発注者間で協議し、その内容を工事打合せ簿等に記録するものとする。

（工事看板）

第11条 受注者は、週休2日対象工事であることを工事看板に明記するものとする。

- 2 前項の表示方法については、別紙「工事看板表示例」によるものとする。

（その他）

第12条 この要領に定めのない事項又はこの要領の規定によりがたい事項については、国、福井県その他関係機関が定める関係基準を踏まえ、発注者が必要に応じてその取扱いを定めるものとする。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年10月1日から施行する。

工事看板表示例

(週休2日工事の例)

ご協力をお願いします	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を 〇〇しています (週休2日工事)	
令和〇〇年〇〇月〇〇日まで 時間帯 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇	
道路改良工事	
発注者	小浜市〇〇〇部 〇〇〇〇課 電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
施工者	〇〇〇〇建設株式会社 電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
工事整理番号	1 2 3 4 5 6 7

工事看板表示例

(完全週休2日工事の例)

ご協力をお願いします	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を 〇〇しています (完全週休2日工事)	
令和〇〇年〇〇月〇〇日まで 時間帯 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇	
道路改良工事	
発注者	小浜市〇〇〇部 〇〇〇〇課 電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
施工者	〇〇〇〇建設株式会社 電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
工事整理番号	1 2 3 4 5 6 7